

## 教育長定例記者会見 会見録

日時：令和元年9月19日（木） 11時30分～

場所：教育委員室

### 発表項目

- ・令和元年度教育功労者表彰について（発表）
- ・令和元年度三重の教育談義について（発表）

### 質疑事項

- ・体罰について
- ・志摩市の自殺について

### 発表項目

本日は発表事項が2つあります。1つ目は、令和元年度教育功労者表彰についてです。

三重県教育委員会は、県内の教育及び学術の発展並びに文化財の保護顕彰に功績顕著な方に対しまして、その労に報いるとともに、今後の教育、学術及び文化財保護の発展振興に資することを目的として、教育功労者表彰を行っています。令和元年度は、次の3名の方を表彰させていただきます。

1枚おめくりいただき、「功績概要」をご覧ください。

まず、学校教育功労として、三重県立津工業高等学校教諭の、中世古 和久（なかせこ かずひさ）さんです。中世古さんは、永年にわたり、県立高等学校教諭として本県の工業教育の発展に大きく貢献されました。災害時に役立つ防災ロボット作りの指導に尽力されたほか、被災地で使用される機械に電力を供給する電力供給車の製作指導を手がけておられます。

学術文化功労として、元津市文化財保護審議会会長の、稲本 紀昭（いなもと のりあき）さんが2人目です。稲本さんは、津市文化財保護審議会委員を務められましたし、三重県文化財保護審議会委員として県内文化財の適切な保護にも努められました。日本中世史の研究者として著名な方で、国重要文化財に指定される基礎を築いたりとか、国指定史跡への導きと、それらの功績を挙げられております。

次に、学校保健功労として、学校歯科医の、山根 隆（やまね たかし）さんです。山根さんは、三重県立菰野高等学校、菰野町立菰野中学校それから鶴川原（うがわら）小学校の学校歯科医として、歯科保健活動に従事され、児童生徒の指導にご尽力されました。

これらの功績を表彰するために、今回3名を選ばせていただきました。

2つ目が、三重の教育談義についてでございます。

先程発表しました教育功労者表彰に引き続き、10月24日ですが、14時35分から講演会を開催いたします。

2枚目のチラシをご覧ください。

今回は、「これからの時代に求められる人材の育成」をテーマに、立命館アジア太平洋大学学長の出口 治明（でぐち はるあき）さんにご講演いただきます。

ご承知のとおり、出口さんは、三重県津市のご出身でいらっしゃいまして、ライフネット生命保険株式会社を設立し、現在は立命館アジア太平洋大学の学長でいらっしゃいます。教育者としてはもちろん、経営者としてもご活躍されてきた方でございますので、Society5.0の時代を見据えて、企業経営を通じて教育で大事なものは「どういう人材を育てていかなければならないのか」とそういったお話が聞けることと思います。

これは、教育関係者に限らず、どなたでもご参加いただけますので、参加費も無料です。ご興味がある方は、是非ご参加いただきたいというふうに思います。

私の発表は、この二点でございます。

### **発表項目に関する質疑**

#### **○令和元年度教育功労者表彰について（発表）**

（質）教育功労者ですが、どういった観点で、またどのような経緯でこの3人を選ばれたのかということをご簡単に説明していただけますか。

（答）先ほども申し上げましたが、どういった観点というのは、学校教育功労としては、それこそ学校教育に功労があった方で、子どもたちのためにどうしていったらいいのかということについて常に考えて、色んなことを指導くださった方という観点です。学術文化功労については、職名にもありますけど文化財保護審議会とか、委員としてご活躍いただいた方、そういう経歴がある方という観点から選んでおります。学校保健功労としては、これも推薦があるんですけども、歯科医とか学校医とか子どもたちの健康のためにご尽力いただいたということで、選んでおります。それが観点です。

選ばれたというのも多人数の中から誰かを選ぶということではなくて、こちらからこういう人はどうだろうということで、いろんな人に声をかけまして挙がってきた中で選んだというのが、選んだ理由です。

（質）教諭については学校からの推薦ですか。

（答）そうですね。学校とか市町教育委員会を含めてです。

（質）歯科医についてはどうですか。

（答）歯科医師会の推薦です。

（質）稲本さんですが、審議会の委員をされる前は、どのようなご職業でしたか。

（答 社会教育・文化財保護課）元々、三重大学の教育学部の教授をされていた先生として、その後京都女子大学の教授をされております。京都女子大学に移られた後も、三重県関係の学術研究を推進されているそういった方になります。

（質）三重大や京都女子大学の元教授ということでよろしいでしょうか。

（答 社会教育・文化財保護課）はい。

（答）今は退官されているということでよいですか。

（答 社会教育・文化財保護課）退官されています。

## その他の項目に関する質疑

### ○体罰について

(質) 稲森県議が文書で質問されて回答した件について。5年で体罰が17件ありましたが、あらためて受け止めをお願いします。

(答) 本当に体罰というのはあってはならないことですが、児童生徒に悪い影響を与えることと、力で解決しようとするのは絶対にあってはならないことです。本当に決して許されないものと考えております。

(質) 体罰というのは、本人ないし保護者の申告があって発覚するわけですね。

(答 教職員課) 本人が申し出る場合、もしくは、保護者から申出があった場合があります。

(質) 想像するに17件以外にもあって、お上に訴えていなくて表に出ていないものが当然ありそうな気がするんですけど。

(答) そうですね。指導する際に、どういう形でしているかというのは、教員が個々自分の考えでやっているところがあると思いますので、外形的に見て体罰というか、力をもってということがあったら、それを含めて根絶していかなければならないというふうに考えています。

(質) 質問の答えになっていないと思いますが。

(答) すいません。

(質) だから、17件というのは誰かが申告したから17件と出てきている訳ですね。それ以外の可能性はどうなんですか。

(答) それ以外の可能性については、これが深刻という形ですので、あるかもしれないという想像はつきます。

(質) 想像はついて、実態を調査する気はないのか。

(答) それをですね、過去に遡ってということですね。

(質) 過去に遡らないでどうやって調査するんですか。

(答) 大変失礼いたしました。そういう事態があったかどうかということについては、今の時点で調査することは考えておりません。

(質) 先日の鈴鹿の例を含めて、この時代であっても学校現場でまだまだ体罰はあるんだなという印象は受けるわけじゃないですか。今後は公表されるという話をされてきましたが、実態として県教委は掴めている訳ですか。指導の中でどの程度体罰があるんでしょうか。

(答 教職員課) 学校では、体罰についてアンケートをとっておりまして、その中で、もしそういうことを受けたのであれば無記名で個々に出してくださいというのをやっています。直接なかなか訴えにくいというお子さんもおみえだと思えるんですけども、体罰を受けましたか、もしくは見ましたかという問いかけはしています。そういうことで、実態の把握についてはこれまでも務めています。

(質) 実態は全部把握できているんですか。

(答 教職員課) 全部とは言い切れない部分もあるかもしれないのですが、実態の把握に近づけるために色んな手立てを講じさせていただいているということです。

(質) 分かりました。

(質) 再確認ですけど、腕立て伏せは、文書…

(答 教職員課) 文書訓告でございます。

(質) それで減給を伴ったのか。

(答 教職員課) 伴いません。

(質) これは自主発表したのか。

(答 教職員課) そうでございます。

(質) これ以外を公表していないのは、なんで。

(答 教職員課) これまで、懲戒処分にかかる案件はその都度、体罰に関わらず公表させていただいているところでございます。そうでないものについては、そうでもないものというのは言い方が悪くて申し訳ありませんが、公表を行っておりませんでした。

(質) この腕立て伏せは懲戒処分だったから発表したということか。

(答 教職員課) 懲戒処分ではございません。発表というよりは、お問い合わせをいただいて、こういう事案がありましたということをお答えした。

(質) 書いたんやったけ。お問い合わせから発表したということか。

(答 教職員課) お答えをさせていただいたということです。

(質) 自主的に発表していないわけですね。

(答 教職員課) そうでございます。

(質) 前回の会見のときもありましたが、発表の基準づくりの進捗はどうか。

(答) 前回申し上げましたことと重なります。過去の例を事案ごとに、状況とか背景とか全く違いますので、それを一つずつきちんと洗い出しているのと、それから各県に問い合わせをしております、情報収集している状況で、今この段階でどうするという結論が出ている状況ではなく、前の状況が続いているとご理解いただきたいと思います。

(質) それでいつごろまでに。

(答) 前回もなるべく早くしなければならぬと申し上げましたが、年内には絶対にしなければいけないと思っております。

(質) 体罰はあってはならないことであつたら、発表しなければならぬと思いますが。

(答) そういうことも含めて、これまで安易だったことは大変申し訳なかったのですが、各県とも法上でいう処分に至らないものについては発表していなかったものですから、ずっとそのままきたのですが、おっしゃるように体罰は体に影響を及ぼすものですので。どういった公表にするかを含めて今検討していますので、今どうするかという答えは持ち合わせておりません。今検討中です。

(質) 前向きに公表することを前提に検討していくということですね。

(答) そうですね、前向きにというのはそういうふうに、今回このような大きなことになってしまいましたので、前向きにということを含めて検討しているというふうにご理解いただけたらと思います。

(質) 前向きにを含めるというのは、やっぱり公表しませんという結論もありえるということですか。

(答) 今、検討段階です。

(質) 前向きにを含めてというのは意味不明なんですけど。

(答) 公表しなければならないというふうに思っておりますけれども、実際にどうするかという結論まで行っていないというところです。今、事案ごとに、それから各県の過去の例とかをいろいろ調査していますので、最終的にどうするかというところまでまだ行っていないので。ただ、今回このようなことがありましたので、前向きに検討するけれども分からないという回答はおかしいと言われるかも知れませんが、状況としては前向きに公表していかなければならないというふうには思っています。

(質) 全部、だからね、そのときにでも出せばいいのにね、今回の17件も人に言われて出しているわけですよ。自分たちから何も積極的に公表してないわけじゃないですか。少なくとも過去のことについてもね。人から言われなきゃ、ずっとこれも出なかったかもしれないじゃないですか。

(答) まあそれがここの体質かって言われたら、そういうふうに思います。

(質) それでいいんですか。体罰があったっていう事実が、要するに教育委員会のこれまでの体質で言えば、なんにも表に出さないっていうことですよ。それを変える気はないっていうことなんですか。

(答) いや、ですから、先ほども、本当に安易な考えで申し訳なかったんですけども、これまでずっと公表についてはそのようにということだったので。それを踏襲してきただけというのは、だめだったなというふうには思っておりますので。ただ、その段階で、ある報道がなされた、じゃあ他にも公表しようというところまでは、そこまでは考えませんでした。それも含めて今後どうするかということは今考えていますので、このようなものについては公表する、基準はこうだということを発表させていただきたいというふうに考えています。後手に回っているというのは事実だと思います。保護者の皆さん、県民の皆さんにも申し訳なく思っております。それは言われるとおりでございます。

(質) この回答の件で伺いたいんですけども、今回議員さんから聞かれて答えてるじゃないですか。これって例えば記者が聞いても同様の答えが得られた可能性っていうのはどうですか。

(答) 根本的には情報公開請求という形もございますので、記者から聞かれてどうするかというところについては、全て後手に回っているんですけども、記者さんにどういう形でご報告するかということまでは考えておりませんでした。

(質) もっと言うと、例えば、市民から聞かれたときにこういう答えはできるのですか。つまり、こういうことをするんだったら公表したほうが早いのかなっていう気がしないでもない。つまり、「こうこうこういう理由で答えられません」という対応だったら分かったんですけども、これで明らかにしちゃってるわけですよ。

(答) すいません。本当にくだいようですけど、これまでの並びでずっとしてきたことを私自身が続けていたっていうことがございます。それは事実です。それで今回こういうような質問を受けて、こういうような公表を、こういう形で出すということ、そしたら同じじゃないかということ、それもありまして、後手後手に回っているんですけども、そのことも含めて公表をどうやってしていくかということを考えていると思っています。

(質) 端的に言うと、例えば、来月1か月、10月にこういう事案がありましたかって我々が聞いたときにどうされるんですか。それは答えられないとするのか。

(答) そこが、まだその公表をどうするかという、前向きな形でどう公表するかというところをまだ決めておりませんので、10月のご質問いただいた時点でこう公表するというふうに決めていけば、それに従って、公表させていただくという形になります。

(質) これ、なんで答えるんですか。

(答) これは議員の質問権というのがあります。

(質) それは回答ができないっていうふうには回答できないんですか。

(答) そうですね。

(質) これは趣旨が違うっていうわけですね。

(答) そうではなくて、情報公開請求という形で請求された場合に、どういう形でも、ほとんど黒塗りになるかもしれないんですけども、それはお答えする必要がありますので、本人、被害者の個人が特定できないような形で、概要みたいな形で、お出しをしたというような形になります。

(質) ちょっと整理が必要だという気がします。

(答) それは本当にそのとおり、前回から報道の方にも、皆さんにもご指摘いただいているように、何も決まっていなくていいところですので、今、軽々にどうするかということは申し上げられなくて申し訳ないんですけども、ちょっと整理をしたうえでどうするかということをごきちんと思いたいです。

(質) 他県の例を聞かれるとおっしゃってましたけど、横並びを超えるようなものをやる気はないということですか。

(答) それも含めてです。他県がどうしているかということも含めて、じゃあうちはどうするかという、平均と言うと申し訳ないんですけど。

(質) だからそういうことなんですよ。よそがやっている程度にしかやらないっていうことですよ。

(答) そこはちょっとまだ決めてません。一番最初に前向きにっていうことで。

(質) 前向きに検討するの第一歩が、よその例を調べまくることだっていうのは、極めてお役所的であり消極的である感じがするんですけど。

(答) でも、やっぱり私たちが気付かない報道の発表の仕方というものもありますので、前向きに公表しているところを、特にですけども、そういうところをお聞きして教えていただいているっていうのは事実でございますので、決して踏み出そうとしないとか、そういうことではなくて、冷静にさせていただきたいなと思っています。

(質) 17件って、どぎついものはあったんですか、悪質な。腕立てをさらしてとかいうのあったじゃないですか。内訳で。

(答) 5年間で17件のこの内容について、それは法上の処分じゃない内容のもので、どぎついとかそういうことではなくて、処分に至らない内容の程度のものであったということです。それこそ言葉はおかしいですけど、どぎついものであれば、処分に乗ってくることになると思いますので、そこに至る至らないという表現も間違っはいると思うんですけど、法上の処分にならないものですので、どぎついという表現がどこで基準を引くかわかりませんが、そういうものではないということです。

(質) 数字の話ですが、17件というのは腕立てを含めての数値ですか。

(答) そうです。

(質) 過去5年というのは、資料が残っている年数ですか。

(答 教職員課) お問い合わせいただいたのが、過去5年となっているからです。

(質) それであれば、過去10年も調べられるのですか。資料はいつまで遡れるのですか。

(質) つまり、そういうことになっちゃうんですよね。そういうことも県として答えられるのかという話なんですよ、結局。

(答) 過去10年の書類があつてということですね。

(質) 過去5年以上前の資料があるのですか。

(答 教職員課) 調べてみないと分かりません。

(質) 今回は5年との問い合わせであったため、5年分を出したことでよいか。

(答 教職員課) はい。

(質) 逆に言うと、統計的に全体を把握することは全然していなかったのですか。

(答) 文部科学省には計数を毎年報告していますので、件数はずっと報告させていただいています。それは、公表もされていますので。

(質) 件数は、聞けば教えてくれるのですか。

(答) 件数は整理したものがあつたため、過去の資料を1件、2件と探すことなく対応できると思います。

(質) 体罰と認める、認めないのラインはどうですか。

(答 教職員課) 出した事案は全て体罰であります。処分としてどうしたかは、文書訓告や嚴重注意なども場合によっては処分となります。

(質) 処分しない体罰もあるのですか。

(答 教職員課) そうです。処分にまで至っていない文書訓告や嚴重注意があります。

(質) 文部省に報告するのは、処分のあつた体罰ですか。

(答 教職員課) 体罰の件数だつたと思います。その後にどのような措置をしたかというところがありますので。

(質) 処分をしていない体罰の件数も文部省に報告しているのですか。

(答 教職員課) 文科省に報告しているのは、懲戒処分とか、それに至らない文書訓告や嚴重注意を行った体罰の件数を報告しています。報告に挙がってきた体罰については、全て何らかの処分をしているため、体罰と聞いていて何も対応していないことはありません。

(答) 法でいうと戒告、減給、停職、免職とありまして、そこに係るもののみを業界では処分と呼び、口頭注意や文書訓告は処分と呼ばないという感じになっています。処分という言葉が嚴重注意、文書訓告なども含めて考えるとしたら、文部科学省にその数字も含めて報告しているということです。

(質) 17件以上ある可能性があるのか。

(答) それは、17件です。

(答 教職員課) 県立学校では17件であります、市町教育委員会で措置をした小中学校は別となっています。

(質) 稲森議員への回答で、私立学校への体罰根絶徹底の通知をとというのがありますが。

(答 教職員課) 私立学校には、県教育委員会からは出せないのです。

(質) それではどこが出しているのか。

(答 教職員課) 私学課の対応になると思います。

(質) 私学課が私立学校に通知を出しているのですか。

(答 教職員課) だと思いますが、県教育委員会から出していません。

(質) 県立学校には、県教育委員会から体罰根絶の徹底についての通知を出しているのか。

(答 教職員課) タイトルが同じか分かりませんが、毎年、そのような通知は出していません。

(質) 文部省からは、各都道府県に対して徹底の通知は、近年はないのですか。

(答 教職員課) あったかどうかについて、今すぐには答えられません。

(質) あればすぐに反応されると思うので、おそらくないのであろう。

(答) 桜宮バスケットボール部の時に、各県ともにももの凄い件数があって、その時にも文部省からかなりあったが、それ以降は特には。私が全部携わっている訳ではないのですが。

(質) 公表の関係で、他県の状況を確認していると聞きましたが、他県の例以外で、例えば専門家には何か意見を聞く予定はありますか。

(答) 弁護士に話を聞いています。

(質) 県内の弁護士ですか。

(答) 県内と県外それぞれ聞いています。

(質) 複数ですか。

(答 教職員課) 複数人の法曹関係者に聞いています。

(質) 今年度は何月までの件数ですか。

(答 教職員課) 文書に答えた日までの件数です。

(質) 腕立て伏せを含めているのか。

(答 教職員課) 含めて17件です。

(質) 小中学校もかなりの件数があると思うが、防止徹底はどのようにしていくのか。

(答) 市町教育委員会が小中学校の教師のことをみることになっているんですが、必ず市町教育委員会には県立学校はこうなので同様に気を付けてくださいということ連絡しますし、市町教育長会議でも言わせていただいています。

(質) 調査をする権限はあるのですか。

(答) 調査というより、依頼ですね。もしするとしたら、お願いですね。

(質) 技術的には可能なわけですか。

(答) 可能だと思います。

(質) そのことは、前向きの一つに入っていないのですか。

(答) そこは。

(質) まず当面は、県立学校の対応ですか。

(答) ええ。

## ○志摩市の自殺について

(質) 志摩市の自殺について、県教育委員会として何か。

(答) 亡くなった日に亡くなったとの事実をお聞きしております。こんなことはあってはならないことなので、どこの市町教育委員会でも習熟しているわけではないし、県教育委員会も習熟しているわけではないのですが、法律の話であるとか、いじめの基本方針などを踏まえて、一般的な対応についての話や、ご家族の気持ちに寄り添いながらこういうふ



うにしたらいいんじゃないのと、依頼を受けてアドバイスをしているというのはあります。一人の命が亡くなっておりますので、いじめかどうかというのもこれからの話だと思いますが、とにかくご家族の気持ちに寄り添ってことを進めるようにアドバイスしながら相談にのるなどの対応をしています。

(質) 主体は志摩市教育委員会となるのですか。

(答) 助言はいたしますが、県教育委員会が主体となってこうしたらとかこのような会議をしたらとかまではやっていません。

(以上) 12時4分 終了